

国立高度専門医療研究センターの法律上の業務等について

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（抄）
（平成20年法律第93号）

○国立がん研究センター

（国立高度専門医療研究センターの目的）

第3条 独立行政法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）は、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

（国立がん研究センターの業務の範囲）

第13条 国立がん研究センターは、第3条第1項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

○国立循環器病研究センター

（国立高度専門医療研究センターの目的）

第3条

2 独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）は、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

（国立循環器病研究センターの業務の範囲）

第14条 国立循環器病研究センターは、第3条第2項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

○国立精神・神経医療研究センター

(国立高度専門医療研究センターの目的)

第3条

- 3 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「国立精神・神経医療研究センター」という。）は、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(国立精神・神経医療研究センターの業務の範囲)

第15条 国立精神・神経医療研究センターは、第3条第3項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

○国立国際医療研究センター

(国立高度専門医療研究センターの目的)

第3条

- 4 独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）は、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(国立国際医療研究センターの業務の範囲)

第16条 国立国際医療研究センターは、第3条第4項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

○国立成育医療研究センター

(国立高度専門医療研究センターの目的)

第3条

- 5 独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）は、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(国立成育医療研究センターの業務の範囲)

第17条 国立成育医療研究センターは、第3条第6項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

○国立長寿医療研究センター

(国立高度専門医療研究センターの目的)

第3条

- 6 独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）は、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

（国立長寿医療研究センターの業務の範囲）

第18条 国立長寿医療研究センターは、第3条第6項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。
- 二 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 三 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 四 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

独立行政法人国立がん研究センター

(1) 沿革・組織（平成 24 年 4 月 1 日現在）

- ・前身：国立がんセンター（昭和 37 年設立）
- ・役員：6 名（理事長 1 名、理事 3 名（うち非常勤 2 名）、監事 2 名（非常勤））
- ・職員：1,660 名
- ・規模：46,108 百万円（平成 24 年度経常費用予定額）
- ・所在地及び組織

東京都中央区築地 5-1-1	千葉県柏市柏の葉 6-5-1
<ul style="list-style-type: none"> ・研究所（25 分野、3 支援施設） ・中央病院（600 床） ・がん予防・検診研究センター（3 部） ・がん対策情報センター（4 部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床開発センター（5 部 2 室） ・東病院（425 床）

(2) 業務範囲

- ① がんその他の悪性新生物に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- ② ①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- ③ がんその他の悪性新生物に係る医療に関する、技術者の研修
- ④ ①～③に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言
- ⑤ ①～④に掲げる業務に附帯する業務

(3) 主な取組（中期計画より）

- ① **研究・開発**
 - ・がんの原因、発生・進展メカニズムの解明
 - ・各種がん登録、疫学研究によるがんの実態把握
 - ・有効ながん予防法、がん検診法の研究開発
 - ・高度先駆的ながん診断、治療法の基礎技術の開発
 - ・よりよい標準治療及び標準診断法を開発するための多施設共同臨床試験
 - ・医薬品及び医療機器の開発
 - ・がん医療の質的向上・均てん化のための研究開発
 - ・情報発信手法の開発
- ② **医療の提供**
 - ・高度先駆的医療の提供（例：ゲノム・プロテオーム解析による個別化治療の開発・普及）
 - ・希少がん及び難治がんを含めた各種がんの標準的治療の実践
 - ・がん患者が必要とする緩和医療や精神心理的ケアの幅広い提供
- ③ **人材の育成**
 - ・レジデント制度、がん専門修練医制度等の専門教育制度の充実
 - ・がん診療連携拠点病院の医療従事者等を対象とした研修の実施
- ④ **医療の均てん化、情報収集・発信**
 - ・都道府県がん診療連携拠点病院等との意見交換、情報共有
 - ・患者、家族に対する、科学的根拠のあるがん関連情報の提供
 - ・医療従事者に対する、診療ガイドライン、臨床試験情報等の提供

独立行政法人国立循環器病研究センター

(1) 沿革・組織（平成 24 年 4 月 1 日現在）

- ・前身：国立循環器病センター（昭和 52 年設立）
- ・役員：6 名（理事長 1 名、理事 3 名（うち非常勤 2 名）、監事 2 名（非常勤））
- ・職員：1,094 名
- ・規模：26,086 百万円（平成 24 年度経常費用予定額）
- ・所在地及び組織

大阪府吹田市藤白台 5-7-1
・研究所（18 部） ・研究開発基盤センター（5 部） ・病院（618 床）

(2) 業務範囲

- ① 循環器病に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- ② ①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- ③ 循環器病に係る医療に関する、技術者の研修
- ④ ①～③に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言
- ⑤ ①～④に掲げる業務に附帯する業務

(3) 主な取組（中期計画より）

- ① **研究・開発**
 - ・ 循環器病の本態解明
 - ・ 循環器疾患の登録、疫学研究等による実態把握
 - ・ 循環器病に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発
 - ・ 既存の予防手法に関する有効性と安全性を検証する研究
 - ・ 循環器病の医薬品候補となる化合物等の探索・同定
 - ・ 循環器病の機能代替医療等を可能とするための技術、機器の開発
 - ・ 循環器病医療の質向上、均てん化のための研究開発
 - ・ 情報発信手法の開発
- ② **医療の提供**
 - ・ 高度先駆的医療の提供（例：移植、人工臓器、遺伝子治療等）
 - ・ 医療の標準化を推進するための、科学的根拠に基づく医療の提供
 - ・ 小児例も含めた心臓移植、QOLの高い補助人工心臓治療の実施
- ③ **人材の育成**
 - ・ 循環器病領域のリーダーとして活躍できる人材の育成
 - ・ センター外の医療従事者に対する職種ごとの各種研修実施
- ④ **医療の均てん化、情報収集・発信**
 - ・ 科学的根拠に基づく最新の診断・治療情報等の提供、技術援助、技術指導要請への対応

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

(1) 沿革・組織（平成24年4月1日現在）

- ・前身：国立精神・神経センター（昭和61年設立）
- ・役員：7名（理事長1名、理事4名（うち非常勤2名）、監事2名（非常勤））
- ・職員：700名
- ・規模：13,638百万円（平成24年度経常費用予定額）
- ・所在地及び組織

東京都小平市小川東町 4-1-1
・神経研究所（14部） ・精神保健研究所（自殺予防総合対策センター、災害時こころの情報支援センター及び11部） ・トランスレーショナル・メディカルセンターTMC（3部） ・病院（474床）

(2) 業務範囲

- ① 精神・神経疾患等^{*}に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- ② ①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- ③ 精神保健に関する調査及び研究
- ④ 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関する、技術者の研修
- ⑤ ①～④に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務

※ 精神・神経疾患等：精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害

(3) 主な取組（中期計画より）

- ① 研究・開発
 - ・ 精神・神経疾患等の発生機序や病態解明につながる研究
 - ・ 精神・神経疾患等における罹患、転帰その他の状況の実態把握
 - ・ 新規の予防、診断、治療法を開発するための基礎医学、臨床研究等
 - ・ 多施設共同研究を活用した、有効性と安全性に関する研究
 - ・ 医薬品及び医療機器の開発の推進
 - ・ 精神・神経疾患等における医療の質向上、均てん化のための研究
 - ・ 情報発信手法の開発
- ② 医療の提供
 - ・ 高度先駆的医療の提供（例：多施設連携による症例、臨床情報の集約に基づいた、希少疾患、難治性の精神・神経疾患等に対する医療）
 - ・ 医療の標準化を推進するための、科学的根拠に基づく医療の提供
 - ・ 医療観察法対象者への医療の提供
 - ・ 重症心身障害児（者）への医療の提供
- ③ 人材の育成
 - ・ 精神・神経疾患当の研究・医療における専門家の養成
 - ・ 我が国の医療政策上の課題を踏まえた医療従事者等に対する各種モデル研修・講習の実施
- ④ 医療の均てん化、情報収集・発信
 - ・ 精神・神経疾患等に関する予防・診断・治療法等の情報発信

独立行政法人国立国際医療研究センター

(1) 沿革・組織（平成24年4月1日現在）

- ・前身：国立国際医療研究センター（平成5年設立）
- ・役員：8名（理事長1名、理事5名（うち非常勤3名）、監事2名（非常勤））
- ・職員：1,692名
- ・規模：37,196百万円（平成24年度経常費用予定額）
- ・所在地及び組織

東京都新宿区戸山 1-21-1	千葉県市川市国府台 1-7-1	東京都清瀬市梅園 1-2-1
<ul style="list-style-type: none"> ・研究所（15部） ・臨床研究センター（4部） ・センター病院（801床） ・国際医療協力局 	<ul style="list-style-type: none"> ・国府台病院（622床） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立看護大学校

(2) 業務範囲

- ① 感染症その他の疾患[※]に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- ② ①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- ③ 医療に係る国際協力に関する調査及び研究
- ④ 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関する、技術者の研修
- ⑤ ①～④に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言
- ⑥ 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的とした、看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設の設置、運営
- ⑦ ①～⑥に掲げる業務に附帯する業務

※ 感染症その他の疾患：感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの

(3) 主な取組（中期計画より）

- ① 研究・開発
 - ・ 感染症その他の疾患の発生機序や病態解明につながる研究
 - ・ 感染症その他の疾患の罹患、転帰その他の状況の実態把握
 - ・ 高度先駆的な予防法、早期診断技術、治療法の開発
 - ・ 標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究
 - ・ 医薬品及び医療機器の開発の推進
 - ・ 感染症その他の疾患の質向上、均てん化のための研究
 - ・ 情報発信手法の開発
- ② 医療の提供
 - ・ 高度先駆的医療の提供（例：エイズ患者に対する薬剤血中濃度モニター等に基づく個々人の病態に即した医療の提供）
 - ・ 医療の標準化を推進するための、科学的根拠に基づく医療の提供
 - ・ 全科的総合救急医療、精神科救急医療
- ③ 人材の育成
 - ・ 総合医療を基盤とした、高度先駆的な医療を実践できる人材の養成
 - ・ 医療の均てん化、国際保健医療協力の充実等を目的としたモデル的研修
- ④ 医療の均てん化、情報収集・発信
 - ・ 感染症その他の疾患に関する最新の診断・治療法等の情報発信

独立行政法人国立成育医療研究センター

(1) 沿革・組織（平成24年4月1日現在）

- ・前身：国立成育医療センター（平成14年設立）
- ・役員：6名（理事長1名、理事3名（非常勤）、監事2名（非常勤））
- ・職員：937名
- ・規模：20,928百万円（平成24年度経常費用予定額）
- ・所在地及び組織

東京都世田谷区大蔵 2-10-1
・研究所（11部3室）
・病院（490床）
・臨床研究センター（5室）

(2) 業務範囲

- ① 成育に係る疾患[※]に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- ② ①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- ③ 成育に係る疾患に係る医療に関する、技術者の研修
- ④ ①～③に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言
- ⑤ ①～④に掲げる業務に附帯する業務

※ 母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの

(3) 主な取組（中期計画より）

① 研究・開発

- ・ 先天性免疫不全症、先天代謝異常症等の成育疾患の病態解明
- ・ 胎児期から長期に渡る児の追跡による影響調査等、成育疾患の実態把握
- ・ 成育疾患の安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療等、高度先駆的な予防、診断、治療法の開発
- ・ 多施設共同研究等による、既存の治療法の有効性と安全性の検証、標準的治療法の確立
- ・ 成育疾患にかかる創薬標的候補分子の探索
- ・ 成育医療の質向上、均てん化のための研究開発
- ・ 情報発信手法の開発（例：妊娠と薬情報センター等の情報収集による双方向性コミュニケーションの検討）

② 医療の提供

- ・ 高度先駆的医療の提供
- ・ 医療の標準化を推進するための、科学的根拠に基づく医療の提供
- ・ 子どもの心の問題の症例に対するモデル的な医療の提供
- ・ リスクの高い妊娠に対する医療等、周産期医療における中核的な役割

③ 人材の育成

- ・ 成育医療に対する研究・医療の専門家の育成
- ・ センター内外の医療従事者を対象としたモデル研修の実施

④ 医療の均てん化、情報収集・発信

- ・ 都道府県の中核的医療機関等との情報交換、技術助言
- ・ 国内外の最新の知見等の情報を国民・医療機関に提供

独立行政法人国立長寿医療研究センター

(1) 沿革・組織（平成24年4月1日現在）

- ・前身：国立長寿医療センター（平成16年設立）
- ・役員：6名（理事長1名、理事3名（うち非常勤1名）、監事2名（非常勤））
- ・職員：449名
- ・規模：9,081百万円（平成24年度経常費用予定額）
- ・所在地及び組織

愛知県大府市森岡町源吾 35
・研究所（7部6室） ・認知症先進医療開発センター（5部1室） ・老年学・社会科学研究センター（5部） ・病院（383床）

(2) 業務範囲

- ① 加齢に伴って生ずる心身の変化に関する、調査、研究
- ② 加齢に伴う疾患[※]に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- ③ ①に掲げる業務に密接に関連する医療の提供
- ④ 加齢に伴う疾患に係る医療に関する、技術者の研修
- ⑤ ①～④に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務

※ 加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの

(3) 主な取組（中期計画より）

① 研究・開発

- ・ 認知症の発症や加齢に伴って生ずる心身の変化のメカニズム解明
- ・ 医学、心理学等の広い分野で加齢変化を長期的に調査する実態把握
- ・ 認知症の指標となるバイオマーカーの開発、分子メカニズムに着目した根治的治療法の開発等、高度先駆的な予防、診断、治療法の開発
- ・ 認知症関連物質に関わる薬剤の開発、介護機器の安全性評価基準の確立等、医薬品・医療機器の開発を目指した研究
- ・ 長寿医療の質向上、均てん化のための研究開発
- ・ 認知機能の低下傾向等、対象者に合わせた効果的な啓発手法の研究

② 医療の提供

- ・ 高齢者に特有な疾患の予防、診断、治療及び機能低下の回復のための高度先駆的医療の提供
- ・ 有効性や安全性の向上を目指した長寿医療の標準化
- ・ 認知症に関する医療及び包括的支援の提供
- ・ モデル的な在宅医療支援の提供

③ 人材の育成

- ・ 長寿医療分野において将来専門家として活躍する人材の育成
- ・ 認知症患者の地域支援調整等に携わる医師を対象とした研修等、モデル研修・講習の実施

④ 医療の均てん化、情報収集・発信

- ・ 最新の知見、センターの開発成果等の情報を国民・医療機関に広報

1. 法人制度の類型及び在り方について

6センターのこれまでの業務の実施状況や当検討会委員の意見、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第8項において「研究開発法人」に規定されていることなどを踏まえ、今後の国立高度専門医療研究センターはどのような法人類型が適当か。また、その際に6法人のまま移行するのが適当か、1つの法人に統合するのが適当か。

2. 医療や創薬に係る他の研究所との統合や機能面による再整理について

今後の国立高度専門医療研究センターについて、国立健康・栄養研究所や医薬基盤研究所などの医療や創薬に係る他の研究所との統合や機能面による再整理についてどのように考えるか。

（参考）

○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）（抄）

附則

（検討）

第24条 政府は、この法律の施行後3年以内に、その業務として研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直しその他の独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研究センターの業務についての社会的な評価を含む業務の実施状況その他この法律の施行の状況を勘案し、国立高度専門医療研究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）（抄）

【国立高度専門医療研究センター】

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）の附則第24条の規定に基づき、この法律の施行後3年以内に、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。その際、医療や創薬に係る他の研究所との統合や機能面による再整理も含め、既存の枠組みにとらわれない検討を進める。

国立高度専門医療研究センターを6法人とするメリットと1法人とするメリット

	6法人のメリット	1法人のメリット	備 考
高度専門医療研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の健康に重大な影響のある特定の疾患(がん、循環器病等)について、NCを中心とした他の医療機関等とのネットワーク体制を構築し、それぞれの専門分野に特化した臨床研究を進めるといった実態に即している。 ○ 国が直接各NCに関与(理事長の選任・解任等)していくため、各分野の医療政策を効果的に法人運営に反映させることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関連領域における連携が容易になるなど、医療研究の総合的な取組みが可能。 ○ NC間で共同研究を推進するにあたって、倫理審査委員会の審議等の手続を一本化・簡素化でき、共同研究の円滑化が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ バイオバンク事業などの共同研究に取り組んでおり、さらに推進していく。
組織・経営のマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各NCが対象とする特定の疾患すべてに精通した者を求めることは困難である中で、各NCに各分野の最高の専門家を理事長として据えることが可能。 ○ 各分野の最高の専門家を理事長に据えることで、優秀な人材を集めることが可能。 ○ 理事長の経営責任が明確であり、経営体質が弱いNCの理事長が、責任をもって経営改善に取り組むことが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事の一本化により、総合的に優秀な人材の育成が可能。 ○ 専門性の高い医師や研究職などを除き、職員の一括採用が可能。 ○ 長期資金(財政投融資)のまとめた借入ができるなど、効率的な資金調整が可能。 	
運営の効率化		<ul style="list-style-type: none"> ○ 役員数を減らすことが可能。 ○ 給与支給の一本化等、事務部門の合理化が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品等の共同購入に取り組んでおり、さらに推進していく。 ○ 看護師養成の一本化、人事交流に取り組んでおり、さらに推進していく。

総人件費改革基本指針(平成17年11月14日経済財政諮問会議決定)

- ・国の行政機関の定員(33.2万人)を今後5年間(※1)で5%以上(※2)純減させる。
1～4 (略)
- 5. 非公務員型独立行政法人化等
 - a 森林管理関係業務、b 国立高度専門医療センター、c 行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野

行政改革の重要方針(平成17年11月24日閣議決定)

- ・国立高度専門医療センター特別会計については、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、平成22年度に、国立がんセンターなどを独立行政法人化し、同特別会計を廃止するものとする。
- ・国の行政機関の定員(33.2万人)を今後5年間(※1)で5%以上(※2)純減させる。
(a)～(d) 略
(e)非公務員型独立行政法人化等
 - i 森林管理関係業務、ii 国立高度専門医療センター、iii 行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野

第4回行政減量・効率化有識者会議(平成17年11月24日)

(厚労省資料)

- ・法人の形態は、国立高度専門医療センター法人法(仮称)に基づく独立行政法人への移行を基本とし、ナショナルセンターごとに個別の法人とする。

(委員の主な意見)

- ・非公務員型の独立行政法人への移行に前向きな姿勢を示したことを高く評価する。
- ・現時点ではセンターごとに別法人とすることが最もふさわしいとされているが、一つの法人に統合した場合のメリットも検討し、しっかり比較すべき。

国の行政機関の定員の純減方策について(平成18年5月30日行政減量・効率化有識者会議)

- ・ナショナルセンターとしての役割・位置づけを充実発展させるための条件を担保するのに必要な制度的・財政的な措置を講じた上で、非公務員型独立行政法人とすることを検討する。
- ・独立行政法人化された国立高度専門医療センターの形態をセンターごとの個別の法人とするか統合した1個の法人とするかについては、法人の詳細設計の段階で最終的な結論を得るべき、各センターの果たす機能を踏まえながら更なる検討を行う。

国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議 報告書 (平成19年7月13日閣議決定)

- ・法人の形態については、今後、厚生労働省において、関係部門と調整することになるが、政策課題を効果的かつ効率的に達成できるようにするためには、各NCごとに法人化する必要がある。

第42回行政減量・効率化有識者会議(平成19年11月2日)

(厚労省資料)

- ・各NCが担う責務の政策的重要性、業務の個別性、効率的な成果達成や世界に互するトップクラスの人材の育成・確保の観点から、各NCを個別に独立行政法人化することが必要。
- ・個別の独立行政法人化により、各NCにおいて、自律的運営という独立行政法人の仕組みを活かしつつ、各分野毎の専門性を十分に発揮させ、国内外の各分野毎のネットワークの中で主要な役割を果たすことが可能。
- ・さらに、各NCが担う各分野毎に国の医療政策との合致を担保するために、厚生労働大臣が各NCの長を任命することが不可欠。

(委員の主な意見)

- ・結論を得るためには、1法人化することについてのメリット・デメリットをさらに具体的に検証する必要がある。

NC法案閣議決定(平成20年2月)、NC法成立(平成20年12月)

医療や創薬に関する他の研究所について

	(独)医薬基盤研究所	(独)理化学研究所	(独)産業技術総合研究所
研究所の目的 (各個別法から抜粋)	医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資すること	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ること	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資すること
中期目標 (医療や創薬に関する部分を抜粋)	<p>1. 基盤的技術研究</p> <p>より効率的かつ効果的に、画期的な医薬品・医療機器の開発支援に資するよう事業を実施する観点から、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図ることを目標に以下の研究に取り組むこと。</p> <p>(1) 次世代ワクチンの研究開発 (2) 医薬品等の毒性等評価系構築に向けた基盤的研究 (3) 難病治療等に関する基盤的研究</p> <p>※代表的な部分の抜粋のみ</p>	<p>2. 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進</p> <p>我が国の研究開発機能の中核的な担い手の一つとして、国の科学技術政策の方針等に従って政策課題の解決に貢献するとともに、社会からの様々なニーズを踏まえて戦略的・重点的に研究開発を推進する。</p> <p>(4) 免疫・アレルギー科学総合研究 (5) ゲノム医科学研究 (6) 分子イメージング研究</p> <p>3. 最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究の推進</p> <p>(4) バイオリソース事業</p>	<p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 「課題解決型国家」の実現に向けた研究開発の重点分野 (1) 世界をリードする「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」の推進 6. その他 ・ライフイノベーションを実現させるための研究開発の推進 ・計量の標準(計量標準の設定・供給による産業技術基盤、社会安定基盤の確保)</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・精神・神経医療研究センター、民間企業と共同研究を実施 ・NCの研究者個人に対して競争的研究費の一部を交付 ・平成26年度に国立健康・栄養研究所と統合予定(平成24年1月20日閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん研究センター、精神・神経医療研究センター(大学等含む)、国際医療研究センターとそれぞれ共同研究を実施 ・平成26年度に物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、海洋研究開発機構と統合予定(平成24年1月20日閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に経済産業研究所、情報処理推進機構と統合予定(平成24年1月20日閣議決定)

法人制度の比較について

1. 法人類型について

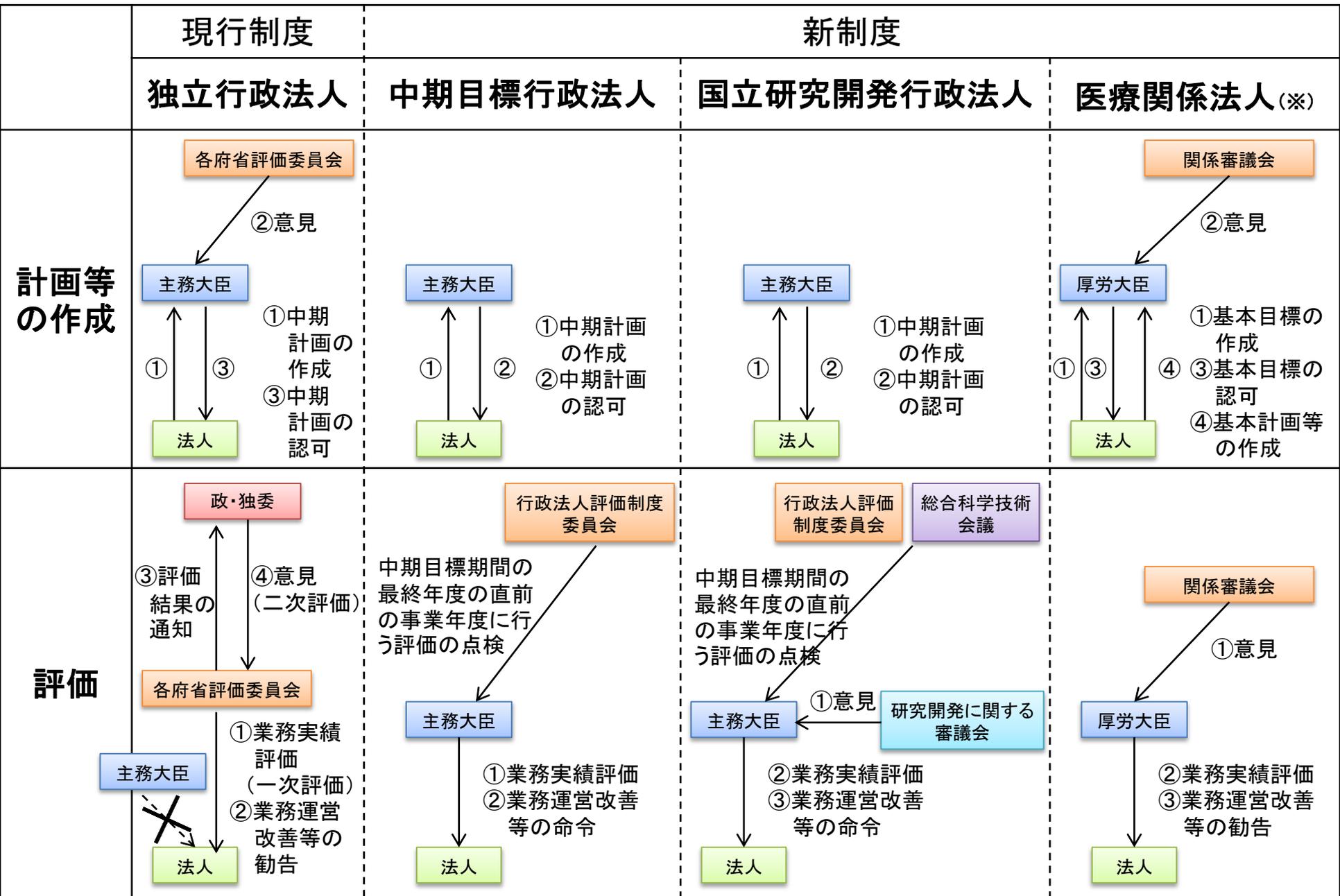
	現行制度	新制度		
	独立行政法人	中期目標行政法人	国立研究開発行政法人	医療関係法人(※)
根拠法	独立行政法人 通則法	行政法人通則法	行政法人通則法	— (固有の根拠法)
法人の 性格	公共上の見地から 確実に実施される ことが必要な事 務・事業であって、 国が直接実施する 必要のないもの のうち、民間の主 体にゆだねた場合 には必ずしも実施 されないおそれが あるものを行う法 人	公共上の見地から確実に 実施されることが必要な事 務・事業であって、国が直 接実施する必要のないも ののうち、民間の主体に ゆだねた場合には必ずし も実施されないおそれが あるもののうち、一定の自 主性・自律性を発揮しつ つ中期的な視点に立って効 果的に執行することが求 められるものを行う法人	中期目標行政法人のう ち、その主要な業務とし て、 <u>研究開発に係る事 務・事業を実施し、公益 に資する研究開発に係 る事務・事業の最大限 の成果を得ることを目的 とする法人</u>	「独立行政法人の制度 及び組織の見直しの基 本方針」(平成24年1月 20日閣議決定)におい て、①国が担うべき政 策医療等の確実な実施、 ②自律的かつ効率的な 経営の実現を目指し、 国立病院機構及び労働 者健康福祉機構が移行 することとされている法 人
法人の 名称	独立行政法人 〇〇センター	行政法人 〇〇センター	<u>国立研究開発行政法人</u> 〇〇センター	—

※医療関係法人の制度については、現在、「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において検討中の内容である。

2. 目標・評価について

	現行制度	新制度		
	独立行政法人	中期目標行政法人	国立研究開発行政法人	医療関係法人 ^(※)
中期目標期間	3年以上 5年以下	3年以上 5年以下	3年以上 <u>7</u> 年以下	— (適切な期間を設定)
第三者機関	<ul style="list-style-type: none"> 各府省の評価委員会 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省の行政法人評価制度委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省の行政法人評価制度委員会 総合科学技術会議 研究開発に関する審議会(主務大臣の判断を補佐する役割) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係審議会
目標等の指示	<pre> graph TD A[各府省評価委員会] -- ①意見 --> B[主務大臣] B -- ②中期目標の指示 --> C[法人] </pre>	<pre> graph TD A[行政法人評価制度委員会] -- ①意見 --> B[主務大臣] B -- ②中期目標の指示 --> C[法人] </pre>	<pre> graph TD A[行政法人評価制度委員会] -- ②意見 --> B[主務大臣] C[総合科学技術会議] -- ①意見 --> B D[研究開発に関する審議会] -- ①意見 --> B B -- ③中期目標の指示 --> E[法人] </pre>	<pre> graph TD A[関係審議会] -- ①意見 --> B[厚労大臣] B -- ②基本方針の指示 --> C[法人] </pre>

※医療関係法人の制度については、現在、「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において検討中の内容である。



※医療関係法人の制度については、現在、「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において検討中の内容である。